

賞与交渉は

## 労務担当理事の欠席で成立せず！

12月3日に開催された団体交渉において、年末賞与は昨年よりも0.2ヶ月分削減するとの法人側の提示があった。しかし、削減の根拠などの合理的説明がないことや例年通りの一方的申し渡しであることから合意に至らず、次回持ち越しとなった。

組合の再度の団体交渉開催要求に対し、法人側から12月5日開催の連絡があり、組合執行委員はその場に臨んだ。しかし、定刻の18:00になっても松村労務担当理事は現れず、高倉理事、人事・財經課長、事務員の3名だけであった。理由を尋ねたところ、最初はまだ資料が揃っていないために法人側の他メンバーは30分ほど遅れるとの説明であった。約1時間後、理事会側は3人だけで交渉したいと提案してきた。組合は全権を委任された代表不在であるから交渉にならないと断った。この提案が意味するところは、結論がすでに決まっていますと変更しないということである。彼らは交渉の権限が与えられていないのだ。結局、交渉責任者は現れず正式な団交は成立しなかった。労務担当理事の欠席理由は、その後体調不良や所用など二転三転し、高倉理事と人事・財經課長の説明に食い違いも認められた。

過去に組合の団体交渉開催要求を法人が無視して賞与を支給した前歴がある。今回はそのような事が許されないことを組合は改めて警告した。責任者を待つ間、誠実に交渉する気はあるのか、また、現在誠実交渉が実現されているのかについて尋ねた。それに対し、高倉理事、事務員ともに「誠実にやりたいが、至らない」との返答に終始し、自ら不当労働行為である誠実交渉義務違反を認める形となった。

理事会側は、明日昼の休憩時間の団交開催を提案したが、これでは結論が決まっている形作りとしか言えない。組合は誠実交渉を求めて即座に断り、7日（金夕刻の開催を要求した。組合は、夏から再三にわたって開催を要求してきた賞与交渉を遅らせてきた理事会の責任を追及したい。